

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 齋藤 貢 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

道路等の瑕疵等により発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

- 1 別紙概要一覧表のとおり
- 2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。
- 3 損害賠償の支払いについては三井住友海上火災保険(株)道路賠償責任保険にて対応予定です。
- 4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和3年6月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部 道路整備課 管理係 内線2711 47-1835 タイヤイン

1 損害賠償の概要

No	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事 故 概 要
1	令和3年5月19日	4,890円 (6,985円)	7割	令和2年9月23日午前7時20頃、緑町地内で発生。 自己の所有する乗用車を走行中、道路側溝のグ レーチング突起部分を通過したところ、車両の 左後輪タイヤを損傷したものです。
2	令和3年5月19日	2,096円 (6,985円)	3割	令和2年9月25日午前7時18頃、緑町地内で発生。 自己の所有する乗用車を走行中、道路側溝のグ レーチング突起部分を通過したところ、車両の 左後輪タイヤを損傷したものです。
3	令和3年5月19日	8,316円 (11,880円)	7割	令和2年10月9日午前10時頃、大久保町地内で発 生。 自己の所有する乗用車を走行中、道路に生じて いた陥没部分を通過したところ、車両の左後輪 タイヤを損傷したものです。
4	令和3年5月19日	261,000円 (290,000円)	9割	令和2年10月10日午後10時頃、新田中江田町地 内で発生。 自己の所有する乗用車を走行中、道路に生じて いた陥没部分を通過したところ、車両の左前 輪・左後輪タイヤ及び左前輪・左後輪タイヤホ イール等を損傷したものです。
5	令和3年5月19日	1,258,827円 (1,798,324円)	7割	令和2年10月25日午後10時頃、矢場町地内で発 生。 自己の所有する乗用車を走行中、道路に生じて いた陥没部分を通過したところ、車両のバンパ ー、アンダーカバー等を損傷したものです。
6	令和3年5月19日	59,906円 (85,580円)	7割	令和2年12月4日午後8時頃、只上町地内で発生。 自己の所有する乗用車を走行中、道路に生じて いた陥没部分を通過したところ、車両の右後輪 タイヤを損傷したものです。
7	令和3年5月19日	対人賠償 28,700円 (41,000円) 対物賠償 27,285円 (38,979円) 計55,985円 (79,979円)	7割	令和2年12月6日午後6時頃、只上町地内で発生。 自己の所有する自転車走行中、道路に生じて いた陥没部分を通過したところ、左手舟状骨を 骨折、自転車の前輪等を損傷したものです。
	合 計	1,651,020円 (2,279,733円)		

